平成18 年 5 月 10 日

各　　位

会　社　名　　株式会社 宮
代 表 者 名　　代表取締役社長 宮田 永善
（JASDAQ・ コード番号 9901）
問い合わせ先　専務取締役 近能欣充
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　028－634－3815

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成18年5月10日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、倫理・法令遵守、定款遵守を企業の社会的責任であると位置づけ、当社の社是（「感謝と奉仕」）、経営理念（「店はお客さまのためにある」）、行動規範（「日常の五心」）を、取締役並びに全従業員が日々実践し受け継いでいくことにより、職務遂行上においての倫理・法令遵守、定款遵守を徹底します。

代表取締役直属の組織として、外部から招聘した社外取締役を委員長とし、各部門の部門長を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、主要な営業方針、財務関係も含む取締役会の決定事項、稟議決裁状況等を調査することにより、コンプライアンス体制の構築・運用を行います。

取締役並びに全従業員に対して、コンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するために、外部のコンサルタントの支援を受けての講習会を開催するなどの研修・教育体制の整備を行います。

倫理・法令及び諸規程に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとした「業務改善報告制度」（社長宛に改善提案、問題点の提起、不正の告発等の報告を行う制度）を全従業員に周知徹底し、内部告発制度としての体制整備を行います。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切に整理・保存・管理を行います。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを総合的に認識、評価し適切なリスク管理を行うために、「リスク管理規程」を定め、これに基づき各業務執行部門において、部門毎の固有なリスク管理を行うための規程等を定め、全社的なリスク管理体制の整備を行います。

重大なリスクを伴う不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報開示責任者及び顧問弁護士等の外部の有識者と連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制などの危機管理体制の整備を行います。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を毎月 10 日に開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。また、緊急事態発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行います。

業務執行については、経営課題の協議の場として、執行役員以上が参加する経営会議を週 1 回開催し業務の執行に関する事項を決定し、また、業務遂行を効率的に行うため、各業務執行部門の部門長で構成する部門長会議を週 1 回開催し、取締役会の審議事項の予備的な審議の充実を行い、経営意思の決定や業務執行が的確かつ迅速に行える体制を構築し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とします。

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離・分権化を行い、両者の機能の強化及び効率化を確保するために、執行役員制度を導入しております。

５．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団において当社の社是、経営理念、行動規範に基づいた倫理・法令遵守、定款遵守の周知徹底をし、コンプライアンスに対する知識の習得、意識の向上を促進するための研修・教育体制の支援を行います。

当社の「リスク管理規程」に基づき子会社毎の固有なリスク管理を行うための規程等の整備の支援を行い、企業集団におけるリスク管理体制及び危機管理体制の整備を行います。

当社内部監査室による定期的な監査の実施及び当社の監査役が子会社の監査役と定期的な情報交換を行い、企業集団における業務の適正の確保を行います。

６．監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社「内部監査規程」に基づき、内部監査室が必要に応じて監査役の監査の補助を行います。また、監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指揮・命令下で職務を遂行できる体制の確保を行います。

当該使用人の任命、解任、評価、人事異動及び懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性の確保を行います。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項、事実が生じたときは、監査役への報告を行います。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

監査役は、取締役会、経営会議及び部門長会議その他の重要な会議、委員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとします。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、相互の意思疎通を図ります。

「業務改善報告制度」の内部告発制度としての適切な運用を維持し、監査役への報告体制の確保を行います。

監査役は、内部監査室、会計監査人、顧問弁護士と相互に連携し監査を実施し、必要に応じて、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保します。

以　上